

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十一号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第十二号様式及び第十三号様式」を「全日制の課程については第十二号様式及び第十三号様式、定時制及び通信制の課程については第十二号様式及び第十四号様式」に改め、「誓約書」の下に「それぞれ」を加える。

第十三号様式の次に次の一様式を加える。

第14号様式（第30条関係）

誓 約 書

奈良県立何学校長殿

生徒氏名

上記の者の在学中に生じた入学料（奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）第7条に規定する額）、授業料（同条例第2条に規定する額）及び通信教育受講料（同条例第4条の2に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。

年 月 日

保証人 現住所

本人との関係

氏 名



注 保証人は、親権者又は未成年後見人とします。ただし、生徒が成年者である場合は、この限りではありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。